

京都市告示第443号

地方自治法第260条第1項及び京都府の事務処理の特例に関する条例第2条の規定により、京都市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出がありましたので、同法同条第2項及び同条例第2条の規定により、告示します。

なお、その効力は、土地区画整理法第103条第4項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業久世高田地区土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から生じます。

平成22年2月26日

京都市長 門川 大作

- 1 京都市南区の区域のうち、次の土地並びにその土地に隣接し、又は介在する道路及び水路を久世高田町に編入する。

町名	地番	備考
久世中久世町一丁目	148	
同上	150の3	
同上	151	一部
同上	154	
同上	155	
同上	156	一部
同上	159の1	一部
同上	159の3	
同上	181	一部
同上	182	一部
同上	183	一部

2 京都市南区の区域のうち、次の土地及びその土地に隣接する道路を久世中久世町  
一丁目<sup>いちちようめ</sup>に編入する。

町名	地番	備考
久世中久世町五丁目	87	一部
同上	96の3	
同上	135	一部
同上	138	

備考 地番は、平成20年12月4日現在のものである。

(建設局都市整備部市街地整備課)